

=====
コンテンツ (No.27)

今回は、商標法改正、日本からの訪中団の動き、中国の模倣品取締キャンペーンに際して、日系企業の被害状況をとりまとめて国家質量技術監督局に提出する動き等についてお伝えします。

中国の取締キャンペーンは、予想を上回る取締規模に発展しています。各地方の担当者が、自らの勤務評価に関係するとあってか、かなり熱心に取締を行っており、日系企業も是非この機会を活用して積極的に情報提供を行うことをおすすめします。

1. 商標法改正は2段階方式
2. 日本自動車工業会、ベアリング工業会が訪中団を派遣
3. 広州市商工会がニセモノ対策セミナー開催
4. 質量技術監督局が北京日本商工会議所 IPG で講演
5. 大使館と連携し被害状況を TSB に情報提供
6. 真偽判定のためのハイテク技術登場
7. JETRO のHP に中国知財判例集
8. ドメイン名管理弁法(試行)日中对訳全文
9. 人民日報のHP(日本語版)より

=====
1. 商標法改正は2段階方式

商標局幹部からの情報によれば、商標法の改正は、現在 WTO/TRIPS 関連の部分とそれ以外の部分に分けた2段階改正を検討している模様です。WTO/TRIPS 関連の部分は改正を急ぐ必要から、このような方式を選択したものとされています。先行して改正される部分の草案は既に国务院での審議を終了し、全人大の審議に付されています(cf.人民日報HP)。通常は、全人大に提出後、通過までには6ヶ月を要するとされていますが、今回の法案は成立を急いでおり、来春3月に通過するといわれています。

2. 自動車工業会、ベアリング工業会が訪中団を派遣

日本ベアリング工業会が11月26日~12月30日まで、日本自動車工業会・海外二輪部会が12月10日~14日までそれぞれニセモノ対策の訪中団を派遣し、中国の知財関連官庁、取締官庁を訪問して、被害の実状を紹介するとともに、一層の取締強化を要請しました。

これら工業会の加盟各社は、個別的には以前から中国における取締等を行っていますが、各社個別での対応には限界があるため、業界団体として活動を開始したもので、今後、各社の力を結集して、共同取締や情報交換等の幅広い活動を展開することが期待されます。

また、これまで、知財関係の多くの訪中団は、知財関係の担当官庁や取締官

庁である工商行政管理局や知的財産権局、質量技術監督局だけを訪問するのがほとんどでしたが、今回の訪中団は、経済貿易委員会、対外貿易経済合作部といった産業政策、通商政策を担当する官庁も訪問し、日系企業の二セモノ被害の状況について理解と協力を求めました。これは、それぞれの業界で二セモノ取締を行うに当たって、産業政策や流通・貿易管理の面からも協力を得ることが必要になって来たためや、今後は単なる二セモノ取締だけではなく、日中の業界間の交流促進を図り、相互理解も深めていきたいとの日本側の業界の意向によるものです。

このような政策官庁との交流は、各業界で異なる産業政策や流通課程の特徴に応じた効果的な戦略を構築する上で非常に有効であると考えられ、また、中国の業界の健全な発展のためにも知財保護が重要であることを産業政策、貿易政策の担当当局に認識させる上で有効であると考えられます。

3．広州市商工会が二セモノ対策セミナー開催

中国の二セモノ製造拠点の一つである広東省広州市で、11月23日、広州市日本人商工会主催による二セモノ対策セミナーがJETRO 香港の協力のもと開催されました。

セミナーでは日中経済協会知財室より「中国の二セモノ被害の状況と対策」について紹介があった後、香港の法律事務所LOVELLSのダグラス・クラーク弁護士より、二セモノ取締の実際について紹介がありました。

クラーク弁護士の講演の中では、実際の取締の様相についてビデオ映像での紹介もあり、具体的な二セモノ取締の手順や注意点などが実例を含めて詳しく紹介されました。なお、同弁護士による講演会は、来年、北京及び上海でも開催する予定です。

4．質量技術監督局が北京日本商工会議所IPGで講演

中国では先月より、中央政府の国務院主導による二セモノ取締キャンペーンが展開されており、政府関係部門が協調して、全国各地で頻繁に取締が行われていますが、北京の日本人商工会議所知的財産権グループ(IPG)では、12月15日に国家質量技術監督局国際合作司の孔副司長を招き、取締の状況や今後の展開等について説明を受けました。

孔副司長の説明によれば、今回の取締りキャンペーンの規模は過去最大であり、10月の活動開始以来、88万人を動員し、約1万箇所の製造・販売の現場を摘発し、商品価値にして約18億RMB(約250億円)の物品を押収した模様です。1992年から今年9月までの押収物品の総額が約25億RMBであることを考えると、今回の摘発の規模がかなり大きいものであることが推測されます。

孔副司長は講演のなかで、今回のキャンペーンはこのようにかんがりの規模で展開されているものの、やはり行政府だけの力の範囲には限界もあるため、一般人民の通報や、外国企業からの情報提供を積極的にお願いしたいとのことでした。

また、今回のキャンペーンでは、重点9品目を定めていますが、取締の対照は必ずしもこれらに限ったものではなく、被害規模の大きい各種の製品が取締りの対象となっています。更に、これまで取締りが困難とされていた、浙江省の義烏といった偽物のメッカでも相当大きな取締が行われている模様です。(義烏での取締状況については

<http://www.peopledaily.co.jp/GB/channel3/26/20001222/359535.html>

を参照。また、義烏の小商品市場については、

「浙江省の義烏 中国最大の日用雑貨集散地」

<http://www.china.org.cn/Beijing->

[Review/Beijing/BeijingReview/Japanese/98Jan/98-4-12.html](http://www.china.org.cn/Beijing-Review/Beijing/BeijingReview/Japanese/98Jan/98-4-12.html)、

「中国小商品城」

<http://www.optic.or.jp/pref/report/9909repo-1.htm>、

「中国において知的所有権侵害の改善は見られるか」

<http://www.e-kajita.com/ronbun6.htm>

等を参照。)

なお、全国各地の取締りの状況については、人民日報のHP(中文)で見ることができます。<http://www.peopledaily.co.jp/GB/channel3/topic1775/>

5. 大使館と連携し被害状況を TSB に情報提供

上記の後援会での外国企業からの情報提供の要請を受け、北京商工会議所では、日本大使館とも連携し、国家質量技術監督局(TSB)に対して、日系企業の被害情報をとりまとめて情報提供を行い、取締りの要請を行うことを計画しています。個別に各社から直接情報提供をするのも一つの方法ですが、大使館と連携して情報提供を行うことにより、より積極的な取締りを行ってもらえることも期待できます。このような方法に賛同され、情報提供に関心のお持ちの方は、特許庁総務部国際課模倣品対策班(担当:山本、澤里、横田)Tel:03-3581-1898, Fax:03-3581-0762, E-mail:nisemono110@jpo-miti.go.jpまでご連絡下さい。

6. 真偽判定のためのハイテク技術登場

中国におけるニセモノはその製造技術がますます高度化し、外観からでは偽物か本物の識別がほとんど不可能なものまで出現しています。このような場合、レイドを行っても、現場で偽物と本物の識別が出来ず、効果的な取締りを行うことができません。また、本社に持ち帰って真偽鑑定を行うと多大な労力と費用がかかることとなります。

このような問題を解決する新技術として、米国 ISOTAG 社が開発したマーカ一技術があり、上述した北京日本商工会議所 IPG での講演会で紹介されましたので、以下に紹介文を掲載してご紹介いたします。

なお、詳しい内容については、三菱商事北京事務所(担当:内島洋一 tel.+86(10)6518-3043, E-mail:yoichi.uchishima@ap.mitsubishicorp.com)まで直接お問い合わせ下さい。

偽物問題は社会問題に留まらず国際問題として現在 WTO 加盟を控え、中国が列挙すべき大きな課題の一つです。日頃、同対策で頭を悩ませていらっしゃる皆様に Isotag Technology Inc.社(以下 ITI 社)のユニークな技術をご紹介します。

1. ITI 社について：

Los Alamos 国立研究所(米国ニューメキシコ州)では大気中の同位元素を抽出、分析する技術を開発。同研究の中核をなしていた科学者がスピンアウトして 1995 年米国ヒューストン市に設立された会社で、現在、H/Q はマイアミ市、R&D センターはニューメキシコ州にあります。

2. ITI 社の偽物検知技術について：

同社の技術は「不可視のマーク(tag)」を製品につけ、偽物と区別するものです。同 tag は製品が液体、気体あるいは固体を問わずマーク出来、且 ppm, ppb あるいは ppt といった非常に低濃度(Low Concentration)ですので tag 自体の模倣は不可能です。

各技術の概要は次の通りです。

(1)分子マーカ：製品の成分の一つと同じ分子構造を持ち乍ら質量の異なる(主に水素の重水素化により)Twin の分子をつくり、これを tag として製品に ppb レベルで混入、現場で収集したサンプルを ITI R&D センターのがスクラップラフ/質量分析器で検知するものです。主に液体、気体に適用。また DNA あるいは指紋と同一の効果があり、米国では係争の際、裁判での証拠と認定されてます。

(2)Clircode：不可視の特殊蛍光化合物(ppm レベル)を製品に塗布し、これをレーザーダイオードを内蔵したハンディ型特殊検知器で検知するものです。主に固体に適用するもので、塗布する部分が紙、木、金属、繊維、プラスチック、ゴムなど殆どの固体製品に対応出来ます。

また製品の製造課程でイタなど混ざって使用出来、更にマーカペン型による簡易塗布も可能です。

(3)金属タグ：高価な金属製品に製造段階で極少量(ppt レベル)のレアメタルを混入させ、ITI 社が提携している金属研究所で検知するものです。

上述、いずれの tag も無数にデザイン出来ますので、偽物との区別だけでなく横流しルートの解明などにも利用出来ます。

具体的には皆様の状況に合わせて個々にコンサルテーションをさせて頂き、最良の方法を提案、フィールド試験など段階を追って進めさせて頂きます。

詳しくは以下にお問い合わせ下さい。

(連絡先 三菱商事北京事務所：内島洋一 電話：86(10)6518-3043 yoichi.uchishima@ap.mitsubishicorp.com or 王瑾(Wang Jin) 電話：86(10)6518-3030 jin.a.wang@ap.mitsubishicorp.com)

7 . JETRO の HP に中国知財判例集

JETRO の HP (<http://www3.jetro.go.jp/iv/spt/index.htm>) の中の「アジア各国の

工業所有権事情」のコーナーで、中国の知的財産権関連判例が見られることとなりました。これは特許庁が JETRO に委託している事業の一つですが、中国については小松・狛・西川法律事務所が2ヶ月に一度、中国で話題となっている判例、事例等を取りまとめて作成しているものです。

8. ドメイン名管理弁法（試行）日中対訳全文

中国語ドメイン名の登録及び管理に関する「中国語ドメイン名登録管理弁法（試行）」及び「中国語ドメイン名争議解決弁法（試行）」の日中対訳全文が「中国法令」12月号（コマースクリエイト株式会社）に掲載されています。

「中国語ドメイン名争議解決弁法（試行）」では、中国語のドメイン名について、CINNIC(China Internet Network Information Center) が認可した争議解決機関受理できる事件は商標権者がドメイン名所有者を訴える場合のみと規定し（第2条）、商標権者が訴えを提起できるための条件（第7条）、ドメイン名の登録の悪意を立証するための証拠の種類（第8条）等が規定されています。

入手ご希望の方は次の宛先までご連絡下さい。（日本：クリエイト大阪 Tel.06-6353-4824、中国：コマースクリエイト Tel.+86-10-6591-4949）

9. 人民日報のHP（日本語版）より

2つの法律草案（商標法、著作権法）が国務院を通過

http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/11/23/jp20001123_44531.html

広州：税関、今年以来最多の海賊版ディスクを摘発

http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/11/21/jp20001121_44445.html

模倣品取締連合行動、開始1ヵ月で2千件を摘発

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/11/24/jp20001124_44563.html

中国商標法に重大な改正

http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/11/30/jp20001130_44809.html

模倣品、最大の被害者は消費者

http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/12/01/jp20001201_44838.html

●新旧メディアの著作権訴訟で国内初の判決

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/04/jp20001204_65.html

●偽造や使用期限切れ薬品などを大量廃棄 北京

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/06/jp20001206_146.html

●最大のインターネットカフェを取締り 北京

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/06/jp20001206_179.html

●中国で最も価値あるブランドは「紅塔山」

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/07/jp20001207_233.html

「著作権法」が改正され、ネットワーク著作権が確立

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/08/jp20001208_247.html

全人代常務委 インターネットに関する草案を審議

http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/12/23/jp20001223_817.html

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/12/25 号 (N0.27)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

関 和郎 seki@public.east.cn.net

韓 艶梅 yanmei@cnip.org、馮 超 fchao@cnip.orgまでご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
